

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和4年3月23日（水）

午前10時

場 所 第2委員会室

～審査内容～

1 山口東京理科大学薬学部校舎建設事業に関する検証報告について

（大学推進室）

2 閉会中の調査事項について

山口東京理科大学薬学部校舎建設事業

検証報告書

令和4年3月

山陽小野田市

目次

第 1	A 棟建設工事が当初設定した工期内に完成しなかった問題について……	1
1	概要	
2	問題点等	
3	検証結果	
第 2	薬学部増築工事における設計業者の設計ミス等に関する問題について…	4
1	概要及び経過	
2	問題点等	
3	検証結果	
第 3	危険物倉庫棟建設工事に関する問題について……	6
1	概要及び経過	
2	問題点等	
3	検証結果	
第 4	公文書の不適切な取扱いに関する問題について……	9
1	概要	
2	問題点等	
3	検証結果	
卷末資料	……	13
	資料①～資料⑮	

第1 A棟建設工事が当初設定した工期内に完成しなかった問題について

1 概要

山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「理科大」という。）の薬学部校舎A棟（現6号館）の建設工事において、平成30年2月28日の工期内に完成しなかった。その理由は、白井博文前市長（以下「前市長」という。）が『発注者である市が適正な工期を確保していないこと』を認識していながら工事を進めたためであることが、関係者等に調査した結果、明らかになった。

このことに対する現執行部の対応としては、口頭であっても『市長がした約束の重さ』を考慮し、『行政の継続性』を勘案する中で、『前市長の約束は履行すべき』との判断をし、議会の議決を経て契約変更を行い、工期の延長（平成30年5月19日）を行った。

なお、工期内に工事が完了しなかった原因が前述のとおり『発注者である市が適正な工期を確保していないこと』であったため、この履行遅滞の原因は受注者にならず（受注者の責めに帰すべき事由ではない）と考えられることから、公共工事請負契約約款第41条（履行遅滞の場合における損害金等）第1項の規定に該当しないと判断し、市は損害金の支払いを請求していない。

2 問題点等

(1) 校舎等の施設整備に伴う薬学部の設置（開学）について施設整備の具体的な検討を行わずに設置（開学）時期を決定し、公表したこと

平成26年7月末の学校法人東京理科大学からの公立化の申し出から平成26年12月の公立化及び薬学部設置の決定・発表まで、わずか5か月という非常に短い期間であったため、大学の制度や仕組み、そして、新たな学部を設置する手続き等についての知識や理解が十分でないまま一部の幹部職員の間でのみ検討が行われ、平成28年4月の公立化及び平成29年4月の薬学部設置が決定し、公表された。

また、その後、施設整備や教員リクルートの関係から1年先送りした平成30年4月に変更することになり、平成27年11月に公表した。これにより、再度の変更はできないとの認識となった。さらに、薬学部校舎等の施設整備の方針の変更（薬学部の開学後、年次的に順次、整備する方針から、開学時までに全ての施設を整備する方針に変更）したことから平成30年4月の薬学部設置（開学）を目指すことが決定すると同時に工期末が確定し、厳しい工期となる大きな要因となった。

(2) 当初から「適正な工期が確保できていない」「工期内に完成が困難」との認識を持ちながらその事実を明らかにせず工事を進めたこと

工期については、工事の責任者である成長戦略室職員（以下「工事責任者」という。）のこれまでの経験等から「15か月」は必要とし、建設スケ

スケジュールにおいてこの工期を確保することが大原則となった。

しかし、工事責任者は、平成30年3月9日開催の山口東京理科大学調査特別委員会では、「今までの私の、姉齒以前の工事の感覚で15か月ということ¹を常々申しておりますけど、いろんな諸手続から考えると、薬学部を建てること自体が10年前に立てて、設計も含め7年ぐらいの期間をかけて工事をやるべきではなかったかと思います。30年4月開学だから2年半、これは無理があったと思います。」と発言している。

このような形で「15か月」の工期を確保したが、理科大との施設整備に係る協議に要した3か月（以下「失われた3か月」という。）により発注時期が遅れるとともに、文部科学省からの指摘により工期末が平成30年3月末から平成30年2月末に1か月前倒し（以下「文科省からの指摘」という。）となり、当初から「15か月」の工期を確保することができなくなった。

この事実は、前市長、成長戦略室長及び工事責任者も認識していたが、平成30年4月に薬学部を設置（開学）させるためには、設置手続きを円滑に進めていかなければならないとの認識からその事実を公表（説明）せず、「非常にタイトなスケジュールだが工期内に完成できる。」との説明に終始した。

(3) 後任者への引き継ぎが適切に行われていなかったこと

平成29年4月の市長選挙及び同年7月の大学推進室設置に伴う人事異動により新たな体制（新執行部）となったが、前執行部は新執行部に上記(2)の事実を引継がなかった。（「前市長から藤田剛二現市長」への引継ぎ及び「成長戦略室長から前大学推進室長」への引継ぎが適切に行われていなかった。）これにより、A棟の建設工事が工期内に完成しないという事態が発生した際、事実を知らない新執行部は対応が後手に回るとともに、適切に説明責任を果たすことができず、大きな混乱を招くこととなった。

(4) 想定外の費用が生じたこと

A棟建設工事が平成30年2月28日までの工期内に完成しなかったため、平成30年5月19日まで工期を延長した。これによりA棟の建築主体工事、機械設備工事及び電気設備工事について追加の経費が必要となった。さらに、附帯工事（仮設工事）に係る費用や薬学部食堂業者への休業補償、大学が負担した教員の引越し費用、教員荷物の保管費用等が必要となった。

3 検証結果

まず、工期についての経過を辿ると、前執行部は「15か月」の工期が必要と説明しているが、「失われた3か月」により発注時期が遅れたこと、そして、「文科省からの指摘」により工期末が1か月前倒しになったことによ

り、問題となったA棟建設工事で確保できた工期は「12か月半」であった。

発注時点において既に必要と考えている「15か月」の工期が確保されておらず、その対応策についても見通しが立っていなかったが、前執行部は、薬学部の全ての施設（グラウンド及びテニスコートは除く。）は開学時まで完成していなければならないと認識していたことから、薬学部の認可手続きに影響がないよう、「12か月半」の工期で建設スケジュールを作成し、「文科省からの指摘」については工事を進めていく中で対応策を検討することになるが、「失われた3か月」には対応できる見込みが立ったとし、非常に厳しいスケジュールとなったが工期内に完成できると説明した。工期内に完成することは非常に困難との認識があったが、薬学部設置の手続きを円滑に進め、平成30年4月に薬学部を開学させるためには、この事実を公にすることができないと考えたものと推察される。

施設整備については、「開学後、年次的に順次、整備する」という当初の方針から「開学時までには全ての施設を整備する」という方針に180度、方針転換している。いずれの方針も文部科学省との協議によるものであったが、「開学時までには全ての施設を整備する」という方針（認識）は本当に正しいものであったのか。大学設置基準において大学の必置施設とされるグラウンドについては、整備が終わるまでは赤崎運動広場を代替施設として使用し、教育活動には支障が生じないようにするとして開学後の平成30年度末に整備が完了する旨の届出を行い、認められている。また、B棟以外の施設は開学時に完成しなかったが、完成したB棟を使用しつつ既存の工学部の施設等を使用することにより教育研究活動に支障がないよう対策を講じると文部科学省に届出を行い、これも認められている。

以上、この問題が生じることになった最大の要因は、時間を掛けず短期間のうちに限られた一部の関係者だけで検討し、大学の制度やしくみが十分に理解できない中、具体的な施設整備計画の検討を行わず、施設整備を伴う薬学部の開学時期を決定し、「適正な工期を確保していない」という事実関係を明らかにしない（説明責任を果たさない）まま事業を進めたことにあると言わざるを得ない。

なお、工期内に完成しなかったことにより生じた諸費用については、進め方によっては防ぐことができた費用もあったと考えるが、当該工事が異例な形で進められたこと、厳しい工期の中、膨大な業務量を抱えながらも工期内完成を目指して取り組んでいたこと、結果論となるが幸いにもB棟が工期内に完成し、薬学部の教育研究活動に大きな支障が生じなかったこと、また、増額となった費用の大部分については当初から「15か月」の工期で行えば生じた費用であること等を鑑みて、求償は行わないと判断した。

第2 薬学部増築工事における設計業者の設計ミス等に関する問題について

1 概要及び経過

(1) 概要

薬学部増築工事について、設計図面にありながら見積参考資料にないものや見積書の金額の転記ミス等があったことにより、各種工事において契約後に工事内容の変更に伴う工事費用の増額が何度も行われたり、入札不調の事態を招く等の事態が発生した。

特に、C棟機械設備工事（最終的に、給排水衛生ガス設備工事と空気調和設備工事に分けての実施となった。）における積算誤謬（動物空調機器メーカーから受領した見積書の金額の転記ミス：2億円を2千万円）による影響は大きく、入札において適正な業者選定が行われず、入札不調が続き、請負業者の決定が大幅に遅れ、平成30年2月28日までに工事を完了することができなかった。この影響を受け、C棟建築主体工事・電気設備工事・給排水衛生ガス設備工事、汚水処理設備工事についても工期を延長せざるを得なくなり、追加の経費が必要となった。

(2) 経過

平成28年2月3日、山口東京理科大学薬学部増築工事に伴う基本設計・実施設計業務（以下「設計業務」という。）について、設計業者と契約を締結した。当初の工期は、平成28年12月2日までの10か月であったが、「失われた3か月」の影響により設計業務の進捗に大きな支障が生じたため、同年11月29日に契約を変更し、工期を平成29年3月24日まで延長し、約13か月とした。当該業務については、同年3月22日に完了届が提出され、完了検査を経て、同年3月27日に成果品が市に引き渡された。

しかし、通常どおりに業務の完了を待ち、発注業務を行ってはいない建設工事について「15か月」の工期を確保することができず、工期内に完成させることが不可能になることから、完了検査を受けていない「引渡し前における成果品（以下「仮成果品」という。）」を使用し、発注に必要な設計図書等を作成し、入札することとした。（資料②参照）

なお、仮成果品は、業務委託契約約款の定めにあるようにそれを使用することに問題はないが、当該業務については設計業者の設計期間が十分に確保されておらず、設計業者において十分に内容が確認され、精査されたものではなかった。これに加え、入札を急ぐ市においても設計業者の状況を認識していながら仮成果品の内容について十分な確認、精査を行う時間的な余裕がなかった（仮成果品を受け取ってから起工の起案をするまで1週間程度しかなかった）ことから、その後、問題となった設計図面にあり

ながら見積参考資料にないものや見積書の金額の転記ミス等により、各種工事において契約後に変更工事に伴う工事費用の増額が何度も行われたり、入札不調を招く等の事態が発生した。

2 問題点等

(1) 設計業者及び市ともに仮成果品の確認が十分に行われていないことを認識しながら発注したこと

設計業者は、設計図面にありながら見積参考資料にない項目や数量が発生したのは、適正な設計期間が確保できず、十分な確認が行えなかったことを原因として挙げている。このことは、入札における見積参考資料に通常、記載することのない「疑義ある項目数量については、落札者と別途協議する。」との異例の一文（以下「異例の一文」という。）を記載していることから、市においても設計業者において仮成果品の精査が十分に行われていないこと、そして、市自身も十分に確認できなかったことを認識していたと考えられる。

3 検証結果

設計業者と締結した業務委託契約書の業務委託契約約款第32条の定めのとおり、適切な手続きを行えば、発注者である市は仮成果品の全部又は一部を使用することができた。ただし、薬学部増築工事の設計業務については、適正な設計期間を確保することができなかった（原因は、発注者の市にある）こと、また、それに伴い、設計業者において設計図書等の確認を十分に行うことが困難となったことを認識していた市は、仮成果品の使用に際してはより慎重にならなければならなかった。

しかし、市においても厳しいスケジュールに加え脆弱な体制から確認のために使える時間を十分確保することは困難であった。このため、工事責任者は、「何か出てきそうだ」との認識を持ち、設計図書の確認不足への対策として、入札時の見積参考資料に異例の一文を記載した。

これまで議会において、この設計に関する問題については設計業者の責任のみに言及し、市の責任についてはほとんど触れてこなかったが、以上のような経緯を鑑みると、設計に関して生じた様々な問題については、設計に必要な適正な工期を確保せず、仮成果品の確認を適切に行うことができないまま発注し、将来的に増工の可能性が多分にあることを十分に認識しながら、説明責任を果たさないまま工事を進めた市に最終的な責任があるものと考えことから、設計に関して生じた工事費用の増額については、設計業者に求償は行わないと判断した。

なお、設計業者は、C棟機械設備工事の積算誤謬により、市から1か月間の指名停止措置を受けている。

第3 危険物倉庫棟建設工事に関する問題について

1 概要及び経過

(1) 概要

平成30年度に建設した危険物倉庫棟について、完成後に、法令の基準を満たしておらず、計画していた指定数量10倍以下の危険物を貯蔵する危険物貯蔵所を設置できないことが判明したことから、新たに危険物倉庫（以下「新危険物倉庫」という。）を設置（令和3年度に大学が設置）しなければならない事態となり、そのための費用が必要となった。また、この問題に附随して公文書の不適切な取り扱いがあったことが発覚し、虚偽公文書作成等・同行使、公用文書等毀棄にあたるとして当該工事を担当した職員（以下「担当職員」という。）を刑事告発する事態となった。なお、当該公文書の不適切な取り扱いに関しては、「第4 公文書の不適切な取扱いに関する問題について」に記述する。

(2) 経過

当該工事の「工事起工伺書」の起案は建築住宅課において平成30年4月16日に行われているが、決裁の過程で上司から担当職員に耐火被覆の施工箇所が分かるよう設計図書に示すよう指示があった。このため、担当職員は当該工事の設計を行った設計業者（以下「設計業者」という。）の担当者に複数回にわたり確認の連絡をとった。しかし、明確な回答を得ることができなかったとのことである。

当該工事の工期末は、C棟の工期末と同じ平成30年11月30日としており、適正な工期を確保した中で工事を行うためには入札を急ぐ必要があり、この確認作業に多くの時間を費やすことができない状況であったことから、担当職員は最終的に電話により確認し、設計業者作成の設計図書に耐火被覆の施工箇所を追記（危険物を貯蔵する部分のみとした。以下「追記図面」という。**資料③参照**）し、決裁をとった。

この結果、追記図面に示された箇所に耐火被覆の工事が行われたが、その耐火被覆の施工箇所は、危険物を貯蔵する部分以外も耐火構造となっていないなければならないという政令で定める基準を満たしていなかった。担当職員は、このことに平成30年10月頃に気づいたが、その事実を建築住宅課の上司や大学推進室に報告せず、耐火構造の基準を満たさないまま平成30年11月30日に工事を完成させた。

前後するが、危険物倉庫棟については、貯蔵する危険物の数量等が決まらなかったことにより、建築確認申請について、「危険物倉庫」ではなく「倉庫」として届出を行い、発注後、時期を見て変更手続きを行うこととしていたことから、平成30年11月20日に「危険物倉庫」への計画変更確認申請書を提出したが、平成31年1月15日、計画変更申請を担当していた設

計業者より担当職員へ、小野田消防署から完成した危険物倉庫棟は政令で定める耐火構造の基準を満たしていないとの指摘があったと報告があり、同年1月16日担当職員と大学推進室で小野田消防署に行き、この耐火構造では政令の基準を満たしておらず、計画していた指定数量10倍以下の危険物を貯蔵する危険物倉庫としては使用できないことが確認されたため、同年1月17日、小野田消防署に提出していた「危険物貯蔵所設置許可申請書」を取り下げる届出、同年1月18日、建築確認検査機関に提出していた「計画変更確認申請書」を取り下げる届出を行った。

2 問題点等（公文書の不適切な取り扱いについては、後述）

(1) 建築確認申請手続きを異例な形で行ったこと

上記の背景から建築確認申請を「危険物倉庫」ではなく「倉庫」として届出を行っていたため、建築確認検査機関において「危険物倉庫」として審査されていなかった。

(2) 関係法令を遵守しなかったこと

担当職員からの耐火被覆の施工箇所に係る質問に対して明確な回答をしなかった設計業者の対応は誠に遺憾であるが、担当職員は、設計業者が作成した設計図書の一部を変更しようとするとき、建築士法の規定どおりに設計業者に追記図面に間違いがないかを確認し、間違いがなければ設計図書に追記する旨の承諾を求めていなかった。

(3) 上司が関係法令及び決裁文書を十分に確認していなかったこと

平成30年4月16日の「工事起工伺書」の起案に対して上司から耐火被覆の施工箇所について確認するよう指示があったことから、担当職員は設計業者に確認し、追記図面を作成したが、上司はどのように確認し、その追記図面が正しい（関係法令に適合している）と判断し、決裁したのか。

(4) 誤りに気づいた時に報告しなかったこと

担当職員は、耐火被覆の施工箇所の誤りに気づいたが、その事実を建築住宅課の上司や大学推進室に報告せず、耐火構造の基準を満たさないまま工事を完成させた。

(5) 想定外の費用が生じたこと

完成した危険物倉庫棟が政令に定める耐火構造の基準を満たしていなかったことから新危険物倉庫を設置しなければならなくなった。このため、本来、生じることのなかった新危険物倉庫を設置するための設計費用や工事費用が必要となった。

3 検証結果

平成30年4月に「工事起工伺書」を起案した際、担当職員は上司の指示により、耐火被覆の施工箇所を設計図書に図示するため、当該図書を作成した設計業者に確認し、追記図面を作成した。結果的に、この追記図面の施工箇所は間違っていたが、当該職員はその内容で決裁をとり、当該工事を進めている。

この事態を招いた原因としては、担当職員の実ミスとそれに気づいた際の対応が要因の一つであることは間違いがないが、追記図面の作成を指示した上司及び最終的に決裁をした上司が関係法令や起案文書の内容をしっかりと確認していなかったことにより決定的なものとなったと考える。

また、担当職員は、耐火被覆の施工箇所の間違いに気づいた際に上司又は大学推進室に相談していれば一人で悩まず、組織として対応することができたが、当時、担当職員は、上司等に相談しにくいと感じており、そのような職場環境であったこともこのような事態を招く要因の一つになったと考えられる。

このようなことから、この事態を招いた責任については担当職員自身にも当然あるが、上司が起案文書の確認や関係法令等の確認を十分に行わずに決裁をしたこと、つまり、決裁権者としての役割を果たしていなかったことから、最終的には組織にあると考える。

なお、新危険物倉庫棟を建設するために費用が生じたことについては、前述したように起案文書等の確認が十分に行われていなかったが、その決裁手続きは適切に行われていたこと、また、A棟建設工事における工期が問題となったことから薬学部増築工事に対する工期内完成厳守への強いプレッシャーがあったこと、相談しにくい職場環境があったこと、業務多忙の状況にあったこと、加えて成長戦略室及び大学推進室において異例な建築確認申請手続きが行われていたこと等、考慮すべき事情があることを勘案し、職員に求償は行わないと判断した。

第4 公文書の不適切な取扱いに関する問題について

1 概要

危険物倉庫棟建設工事及び汚水処理整備工事において、公文書の不適切な取扱いがあったことが発覚したことから、市は、虚偽公文書作成等・同行使、公用文書等毀棄にあたるとして令和2年6月に刑事告発している（令和3年10月、不起訴処分となった）。

しかし、公文書の不適切な取扱いはこの2件に留まらず、杭工事、A棟建築主体工事、B棟建築主体工事及びC棟建築主体工事においても行われていたことが確認された。さらに、危険物倉庫棟建設工事については、上記の刑事告発後、再度、同様の行為が行われたことが発覚した。

加えて、山陽小野田市情報公開条例に基づく公文書公開が適切に運用されていない実態があったことも明らかになった。

○公文書の不適切な取扱いが確認された工事及び発見した時期

(1) 危険物倉庫棟建設工事（令和元年7月に発覚）

不適切な取扱いの例：資料④

※ 虚偽公文書作成等・同行使、公用文書等毀棄で告発（不起訴処分）

(2) 汚水処理設備工事（令和元年8月に発覚）

不適切な取扱いの例：資料⑤・⑥

※ 虚偽公文書作成等・同行使、公用文書等毀棄で告発（不起訴処分）

(3) 危険物倉庫棟建設工事（再度の書き換え等）（令和2年6月に発覚）

不適切な取扱いの例：資料⑦

(4) A棟建築主体工事（令和2年8月に発覚）

不適切な取扱いの例：資料⑧・⑨

(5) C棟建築主体工事（令和2年10月に発覚）

不適切な取扱いの例：資料⑩・⑪

(6) 杭工事（令和3年11月に発覚）

不適切な取扱いの例：資料⑫

(7) B棟建築主体工事（令和3年11月に発覚）

不適切な取扱いの例：資料⑬

2 問題点等

(1) 文書間の不整合

A棟建築主体工事、C棟建築主体工事及び危険物倉庫棟建設工事における設計書間の金額に整合性がない。（例：資料⑭）

(2) 文書事務手続き

工種や数量等が変更されているが、「工事打合せ簿」や「工事に関する

る指示票」、「工事内容変更伺書」等が確認できないため、変更した理由が分からず、意思決定過程が不明瞭になっている。

(3) 入札についての疑義

汚水処理設備工事において、落札業者が提出した工事費内訳書とその他の業者が提出した工事費内訳書の内容が異なることから、入札について疑義が生じている。落札業者が提出した工事費内訳書の内容は市が入札時に示したと思われる仕様と異なっている。

(4) 再度の書き換え等

危険物倉庫棟建設工事において、前述の刑事告発後、再度、文書が書き換えられ、元の文書が毀棄され、差し換えられている。また、データの所在も不明になっている。

(5) 議会提出資料との相違

議会で説明した内容及び提出した資料と現在、文書ファイルに綴じられている文書の内容が異なっている。

(6) 情報公開手続きの不適切な運用

公文書公開請求により請求者に開示した文書について、文書ファイルに綴じられている文書には記載のある事項やページが削除されているものがあつた。(開示した文書は、文書ファイルに綴じられている文書を複写したのではなく、新たにデータから印刷したものであつた。)

(例：資料⑮)

3 検証結果

これらの行為について、関係職員に聴き取りを行ったが、事実関係を明らかにすることができなかつた。しかしながら、これまで述べてきたように、薬学部増築工事は市始まって以来の大規模事業であるにもかかわらず、脆弱な体制の下、設計業務も含め適正な工期が確保されていないという異例な環境の中で進められてきた。そのため、非常にタイトで厳しい日程に加え、入札後の度重なる工事内容の変更により、職員は多くの業務量を抱えており、そのプレッシャーは相当なものであつた。このような中、上司への説明や工事打合せ簿等の必要書類の作成等、適切な事務手続きを踏んでいては工期内に完成しないおそれがあつたことから、それらを省略し、実際の現場に合うように数値の書き換え等を行ったのではないかと推察される。

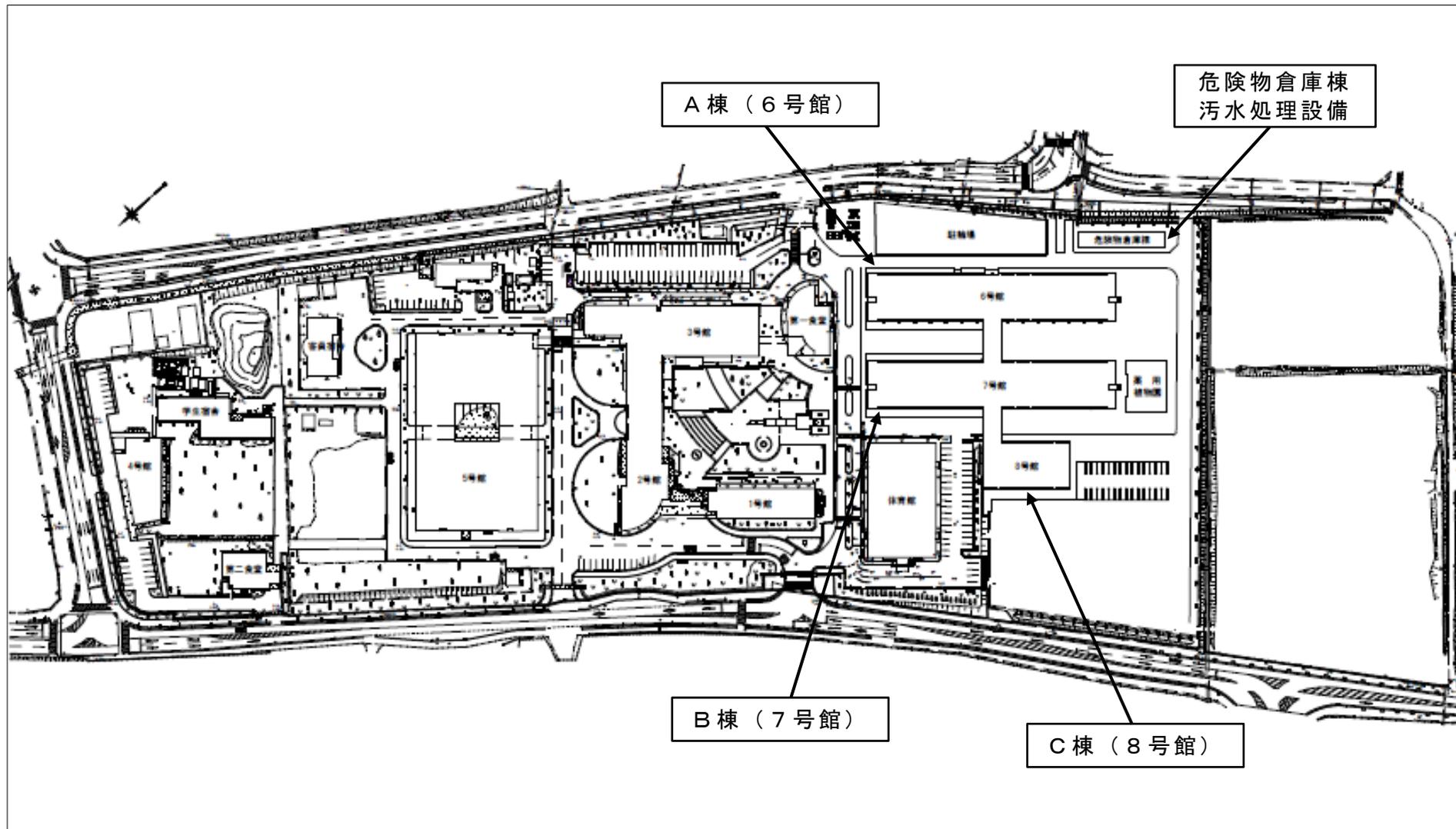
なお、危険物倉庫棟建設工事における再度の書き換えについては時期的にみて上記の状況は当てはまらないが、その意図は分かっていない。

公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であり、行政機関における意思決定に至る過程を合理的に跡付け、又は検証することができるように作成される文書である。この度の公文書の不適切な取扱いは、民主主義、公文書作成の意義を否定する、法律の趣旨に背く行為であり、公務に対する「市民の信頼・期待」を裏切る重大かつ深刻なものであることから許し難いことではあるが、その主な意図は工事を工期内に完成させるため

に、実際の現場に合うようにやむなく行ったものと推察することができ、この行為による工事への影響や損失はないと考えられることから告発は行わないこととした。

また、この不適切な公文書の取扱いの検証の過程において、情報公開が適切に運用されていない実態があったことも明らかになったが、これについては市民の知る権利を妨げる行為であり、市政に対する市民の信頼と理解を深め、市民の市政への参加を一層推進するという制度の趣旨に背く行為であることから弁解の余地はなく、今後、市が取り組むべきことはこれらのようなことが二度と起こらぬ対策を早急に講じることである。

卷 末 資 料



基本・実施設計業務の期間と各工事の起工日について

- 山口東京理科大学薬学部増築工事に伴う基本設計・実施設計業務の契約期間
 当初 平成28年2月3日～平成28年12月2日
 変更後 平成28年2月3日～平成29年3月24日

- 工事起工伺書の起案日（いずれも仮成果品を使用している。）

工事(業務)名	平成28年												平成29年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
基本設計・実施設計業務委託 引渡日：平成29年3月27日																		
杭工事 起工日：平成28年9月28日									★									
A棟建築主体工事 起工日：平成28年11月30日												★						
B棟建築主体工事 起工日：平成28年11月30日												★						
A, B棟機械設備工事 起工日：平成28年12月6日												★						
A, B棟電気設備工事 起工日：平成28年12月7日												★						
C棟建築主体工事 起工日：平成29年3月10日																	★	
C棟電気設備工事 起工日：平成29年3月13日																	★	
C棟機械設備工事 起工日：平成29年3月14日																	★	

※ 契約期間は延長されているが、発注時期の先送りは最小限にとどめなければならぬため、A棟・B棟の仮成果品若しくは成果品の納期としてはほぼ変わっていない。このため、設計業者にとって設計期間は実質的には3か月短縮されたままの状態であった。

起工伺書、変更伺書間の不整合について（危険物倉庫棟建設工事）

平成 30 年 4 月 16 日起案「工事起工伺書」の資料

平成 30 年 11 月 22 起案「工事変更伺書」の資料

- 18 -

- 18 -

(細目別内訳)

I 建築主体		7. 鉄骨		(1)本体鉄骨		
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
トルシア形高力ボルト締付費		1,582.0	本	190	300,580	県建2018-1期P045
垂鉛メッキ高力ボルト	M16-40 F8T	29.0	本	101	2,929	見積
垂鉛メッキ高力ボルト	M16-45 F8T	58.0	本	105	6,090	見積
垂鉛メッキ高力ボルト	M20-55 F8T	8.0	本	187	1,496	見積
垂鉛メッキ高力ボルト	M20-60 F8T	17.0	本	193	3,281	見積
垂鉛メッキ高力ボルト締付費		112.0	本	150	16,800	見積
ブレース	M16 L=3.4m ターンバック付 JIS規格品 錆止め塗装JISK5674 工場2回 材工共	36.0	本	2,050	73,800	見積
ブレース	M16 L=3.6m ターンバック付 JIS規格品 錆止め塗装JISK5674 工場2回 材工共	24.0	本	2,160	51,840	見積
ブレース	M16 L=1.6m ターンバック付 JIS規格品 溶融重鉛メッキ(HDZ) 材工共	2.0	本	2,200	4,400	見積
ブレース	M16 L=2.2m ターンバック付 JIS規格品 溶融重鉛メッキ(HDZ) 材工共	6.0	本	2,450	14,700	見積
ブレース	M16 L=3.2m ターンバック付 JIS規格品 溶融重鉛メッキ(HDZ) 材工共	12.0	本	2,850	34,200	見積
ブレース	M16 L=3.4m ターンバック付 JIS規格品 溶融重鉛メッキ(HDZ) 材工共	8.0	本	3,000	24,000	見積
柱型 耐火被覆	1時間耐火 半乾式ロックウール吹付 t=25	39.3	m ²	940	36,942	2018.04 施133-3197
梁型 耐火被覆	1時間耐火 半乾式ロックウール吹付 t=25	328.0	m ²	940	308,320	2018.04 施133-3197
合計					7,777,992	

(細目別内訳)

I 建築主体		7. 鉄骨		(1)本体鉄骨		
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
トルシア形高力ボルト締付費		1,582.0	本	190	300,580	県建2018-1期P045
垂鉛メッキ高力ボルト	M16-40 F8T	29.0	本	101	2,929	見積
垂鉛メッキ高力ボルト	M16-45 F8T	58.0	本	105	6,090	見積
垂鉛メッキ高力ボルト	M20-55 F8T	8.0	本	187	1,496	見積
垂鉛メッキ高力ボルト	M20-60 F8T	17.0	本	193	3,281	見積
垂鉛メッキ高力ボルト締付費		112.0	本	150	16,800	見積
ブレース	M16 L=3.4m ターンバック付 JIS規格品 錆止め塗装JISK5674 工場2回 材工共	36.0	本	2,050	73,800	見積
ブレース	M16 L=3.6m ターンバック付 JIS規格品 錆止め塗装JISK5674 工場2回 材工共	24.0	本	2,160	51,840	見積
ブレース	M16 L=1.6m ターンバック付 JIS規格品 溶融重鉛メッキ(HDZ) 材工共	2.0	本	2,200	4,400	見積
ブレース	M16 L=2.2m ターンバック付 JIS規格品 溶融重鉛メッキ(HDZ) 材工共	6.0	本	2,450	14,700	見積
ブレース	M16 L=3.2m ターンバック付 JIS規格品 溶融重鉛メッキ(HDZ) 材工共	12.0	本	2,850	34,200	見積
ブレース	M16 L=3.4m ターンバック付 JIS規格品 溶融重鉛メッキ(HDZ) 材工共	8.0	本	3,000	24,000	見積
柱型 耐火被覆	1時間耐火 半乾式ロックウール吹付 t=25	13.3	m ²	940	12,502	2018.04 施133-3197
梁型 耐火被覆	1時間耐火 半乾式ロックウール吹付 t=25	110.0	m ²	940	103,400	2018.04 施133-3197
合計					7,622,432	77,77,992

「柱型 耐火被覆」及び「梁型 耐火被覆」について、「工事起工伺書」と「工事変更伺書」の変更前（上段）の数値は同じでなければならないが、異なる。（上段の数量は「39.3」、「328.0」でなければならない。）

なお、単なる誤記や転記ミスではないことが明らかになっている。

入札時に入札参加者から提出された工事費内訳書（参考）

現在、文書ファイルに綴じられている文書

管型連続式加熱消毒処理方式

(細目別内訳)

I 危険物倉庫汚水処理設備		1 機器費				
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
2) 動物実験廃水処理設備 20m ³ /日	原水槽 RC製(建築工事)					
攪拌ブローワー		1.0	台			
原水ポンプ		2.0	台			
レベルスイッチ		1.0	式			
全自動残渣除去消毒装置 80℃-10分		1.0	式			
	残渣スクリーン・残渣消毒槽					
	中継槽-RC(建築工事)					
中継ポンプ		2.0	台			
レベルスイッチ		1.0	式			
消毒反応ユニット (SRBX-1000)		1.0	基			
	1m ³ /h 本体SUS304					
	小型圧力容器					
	昇温槽、滞留管、熱交換器					
	温度計、ヒーター、ユニット内配管					
	制御盤 屋内自立型					
	タッチパネル、CFメモリインターフェイス					
給水ユニット	0.5m ³	1.0	基			
	ポンプ・液面計・ホールタップ・電磁弁					
除菌フィルター		1.0	基			
	HEPAフィルター ミストセパレーター付					
残渣排出ポンプ		2.0	台			
簡易ボイラー	250kg/h	1.0	式			
小計						

「工事起工伺書」から精算時まで設備変更の手続きは一切行われていないにも関わらず、設備の仕様（処理方式）が異なる。

回分式薬液消毒還元処理方式

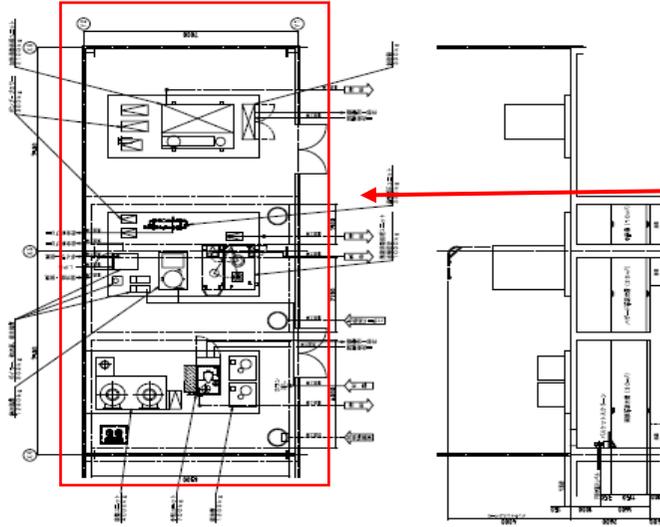
(細目別内訳)

I 危険物倉庫汚水処理設備		1 機器費				
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
2) 動物実験廃水処理設備 20m ³ /日	原水槽 RC製(建築工事)					
攪拌ブローワー		1.0	台	357,000	357,000	
原水ポンプ	(SUS+樹脂) 薬液の静置はなし	2.0	台	105,000	210,000	
レベルスイッチ		1.0	式		35,000	
残渣除去自動スクリーン	SUS316L 1.0~5.0m ³ /h 滓渣カバ、洗浄ポンプ	1.0	基	9,450,000	9,450,000	表現が異なる
	中継槽(建築工事)					
中継ポンプ	(SUS+樹脂) 薬液の静置はなし	2.0	台	119,000	238,000	
レベルスイッチ		1.0	式		35,000	
消毒反応槽	FRP製タンク 有効容量4m ³ 攪拌機、レベルスイッチ PH計、ORP計 PH電極2基 (全自動PH電極校正・洗浄装置) 薬液ポンプ5台、薬液槽4基	1.0	基	14,560,000	14,560,000	表現が異なる
放流ポンプ	マグネットポンプ	2.0	台	244,300	488,600	
排気ファン	シロココファン FRP	1.0	台	371,000	371,000	
除菌フィルター	HEPAフィルター ミストセパレーター付	1.0	台	686,000	686,000	
逆洗用水槽	円筒型 PE製 1000L 洗浄ポンプ共	1.0	基	1,330,000	1,330,000	表現が異なる
制御盤	実験、ハザード統一盤 ペーパーレスレコーダ付	1.0	式	8,400,000	8,400,000	
小計					36,160,600	*

19

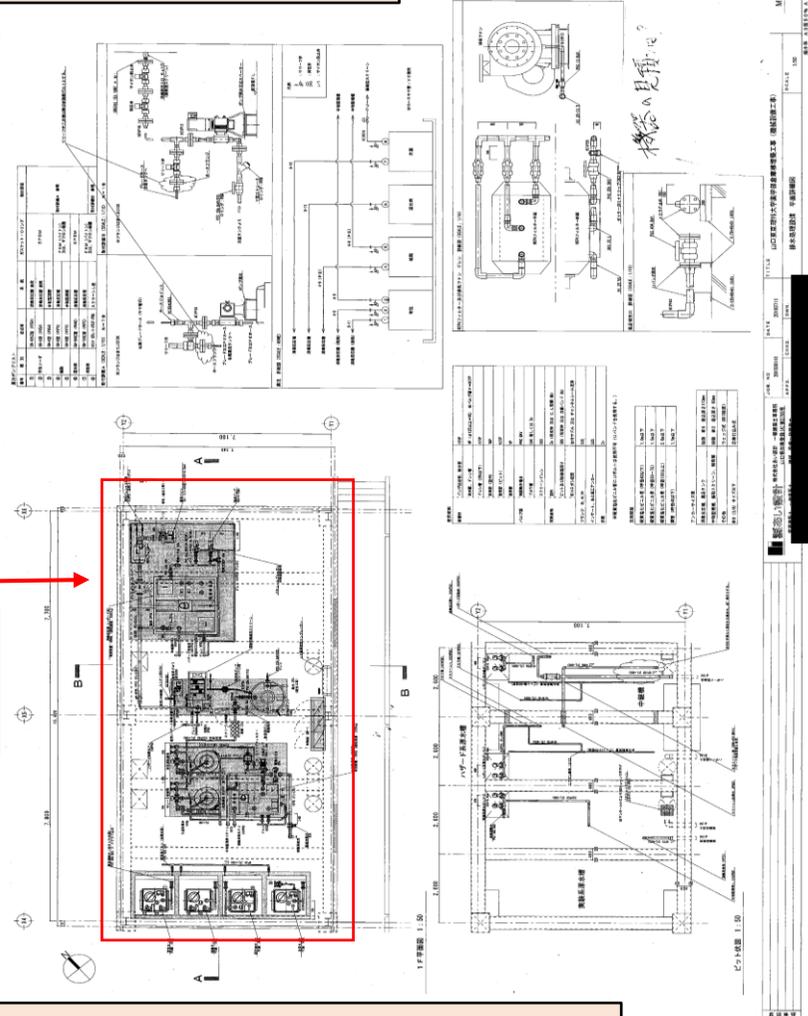
起案に添付され決裁を受け、入札時に配付したと思われるもの

管型連続式加熱消毒処理方式
(※設計業者が作成した図面)



現在、文書ファイルに綴じられている文書

回分式薬液消毒還元処理方式



設備の仕様・
配置が異なる。

設計業者は、この案件が発覚するまで当該設備が変更されたことを知らなかった。

「工事変更伺書」等の資料の再度の書き換えについて（危険物倉庫棟建設工事）

【資料⑦】

令和元年9月7日に原本を複写し、その後の告発時に警察に提出したもの

現在、文書ファイルに綴じられている文書

- 3 -

- 3 -

(種目内訳)

名称	数量	単位	金額	備考
I 建築主体工事	1.0	式	68,239,048 61,292,214	68,239,048 △160
II 電気設備工事	1.0	式	2,830,770 3,182,610	✓
III 機械設備工事	1.0	式	2,883,310 2,883,310	✓
計			73,953,128 67,358,134	

(種目内訳)

名称	数量	単位	金額	備考
I 建築主体工事	1.0	式	68,239,048 61,292,214	68,239,048 △160
II 電気設備工事	1.0	式	2,728,740 3,080,580	✓
III 機械設備工事	1.0	式	2,985,340 2,985,340	✓
計			73,953,128 67,358,134	

工事起工伺書や工事変更伺書等の資料について、文書ファイルに綴じられていた原本を複写したはずの警察提出資料と金額や鉛筆書きの筆跡等が異なっている。

山陽小野田市建設部建築住宅課

山陽小野田市建設部建築住宅課

平成 30 年 4 月 6 日起案「公文書公開決定通知書について」により開示した文書

現在、文書ファイルに綴じられている文書

- 2 -

- 2 -

(工事内訳)

名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1.0	式	1,980,931,312	0
	1.0		1,980,931,312	
共通仮設費 率	1.0	式	49,330,857	
	1.0		51,781,487	
共通仮設費 積上	1.0	式	92,799,700	
	1.0		92,799,700	
純工事費	1.0	式	2,123,061,869	
	1.0		2,125,512,499	
現場管理費 率	1.0	式	99,684,695	
	1.0		111,774,920	
工事原価	1.0	式	2,222,746,564	
	1.0		2,237,287,419	
一般管理費 率	1.0	式	189,432,436	
	1.0		190,891,581	
一般管理費 契約保証費	1.0	式	821,000	
	1.0		821,000	
工事価格	1.0	式	2,413,000,000	16,000,000
	1.0		2,429,000,000	
消費税等相当額	1.0	式	193,040,000	1280000
	1.0		194,320,000	
請負工事費	1.0	式	2,606,040,000	17,280,000
	1.0		2,623,320,000	

(工事内訳)

名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1.0	式	1,980,931,335	
	1.0		1,980,931,335	
共通仮設費 率	1.0	式	49,325,588	
	1.0		51,775,953	
共通仮設費 積上	1.0	式	92,799,700	
	1.0		92,799,700	
純工事費	1.0	式	2,123,056,623	
	1.0		2,125,506,988	
現場管理費 率	1.0	式	99,684,448	
	1.0		111,774,630	
工事原価	1.0	式	2,222,741,071	
	1.0		2,237,281,618	
一般管理費 率	1.0	式	189,437,929	
	1.0		190,897,382	
一般管理費 契約保証費	1.0	式	821,000	
	1.0		821,000	
工事価格	1.0	式	2,413,000,000	16,000,000
	1.0		2,429,000,000	
消費税等相当額	1.0	式	193,040,000	1280000
	1.0		194,320,000	
請負工事費	1.0	式	2,606,040,000	17,280,000
	1.0		2,623,320,000	

文書ファイルに綴じられていた原本を複写し、公開したはずだが、内容が異なっている。

① 「直接工事費」、「共通仮設費 率」、「純工事費」、「現場管理費 率」、「工事原価」、「一般管理費 率」の項目の上段、下段の金額が異なる。

② 「直接工事費」の「備考」の記載（「0」）がなくなっている

③ 鉛筆書きのチェックの有無。

文書間（設計書間）の金額の不整合について（A棟建築主体工事）

【資料⑨】

名称	数量	単位	平成28年11月30日起案	平成29年7月28日起案		平成30年1月9日起案		平成30年3月5日起案		平成30年3月19日起案		平成30年4月6日起案	
			工事起工伺書	工事変更伺書		工事変更伺書		工事内容変更伺書		工事変更伺書		公文書公開	
			金額	金額（変更前）	金額（変更後）	金額（変更前）	金額（変更後）	金額（変更前）	金額（変更後）	金額（変更前）	金額（変更後）	金額（変更前）	金額（変更後）
直接工事費	1.0	式	1,822,307,475	1,822,307,475	1,940,181,175	1,940,181,175	1,980,930,175	1,980,930,175	1,980,931,335	1,980,931,335	1,980,931,312	1,980,931,312	
共通仮設費 率	1.0	式	45,867,759	45,867,759	48,498,281	48,498,281	49,346,387	49,325,588	49,346,387	49,325,588	49,330,857	51,781,487	
共通仮設費 積上	1.0	式	92,046,700	92,046,700	92,799,700	92,799,700	92,799,700	92,799,700	92,799,700	92,799,700	92,799,700	92,799,700	
補工事費	1.0	式	1,960,221,934	1,960,221,934	2,081,479,156	2,081,479,156	2,123,076,262	2,123,056,623	2,123,076,262	2,125,506,988	2,123,061,869	2,125,512,499	
現場管理費 率	1.0	式	94,545,768	94,545,768	98,343,192	98,343,192	99,685,373	99,684,448	99,685,373	111,774,630	99,684,695	111,774,920	
工事原価	1.0	式	2,054,767,702	2,054,767,702	2,179,822,348	2,179,822,348	2,222,761,635	2,222,741,071	2,222,761,635	2,237,281,618	2,222,746,564	2,237,287,419	
一般管理費 率	1.0	式	176,411,298	176,411,298	186,356,652	186,356,652	189,417,365	189,437,929	189,417,365	190,897,382	189,432,436	190,891,581	
一般管理費 契約保証費	1.0	式	821,000	821,000	821,000	821,000	821,000	821,000	821,000	821,000	821,000	821,000	
工事価格	1.0	式	2,232,000,000	2,232,000,000	2,367,000,000	2,367,000,000	2,413,000,000	2,413,000,000	2,413,000,000	2,429,000,000	2,413,000,000	2,429,000,000	
消費税等相当額	1.0	式	178,560,000	178,560,000	189,360,000	189,360,000	193,040,000	193,040,000	193,040,000	194,320,000	193,040,000	194,320,000	
請負工事費	1.0	式	2,410,560,000	2,410,560,000	2,556,360,000	2,556,360,000	2,606,040,000	2,606,040,000	2,606,040,000	2,623,320,000	2,606,040,000	2,623,320,000	

工事起工伺書から最後の工事変更伺書までの各数値は整合性があるため問題はないように見えるが、平成30年3月19日起案の工事変更伺書の資料を複写し、公開したはずの平成30年4月6日起案の公文書公開の内容と異なっている。

なお、これらのほかに閲覧用設計書や出来形設計書もあるが、資料作成の都合上、掲載していない。

平成 30 年 4 月 6 日起案「公文書公開決定通知書について」により開示した文書

現在、文書ファイルに綴じられている文書

- 2 -

(工事内訳)

名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1.0	式	184,872,440	24,361,560
	1.0		209,234,000	
共通仮設費 率	1.0	式	5,573,178	
	1.0		7,362,097	
共通仮設費 積上	1.0	式	2,723,000	
	1.0		2,723,000	
純工事費	1.0	式	193,168,618	26,140,715
	1.0		219,319,097	
現場管理費 率	1.0	式	16,960,204	
	1.0		27,853,525	
工事原価	1.0	式	210,128,822	37,032,796
	1.0		247,172,622	
一般管理費 率	1.0	式	20,087,178	
	1.0		23,443,378	
一般管理費 契約保証金	1.0	式	84,000	
	1.0		84,000	
工事価格	1.0	式	230,300,000	40,400,000
	1.0		270,700,000	
消費税相当額	1.0	式	18,424,000	
	1.0		21,656,000	
請負工事費	1.0	式	248,724,000	43,632,000
	1.0		292,356,000	

- 2 -

(工事内訳)

名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1.0	式	184,872,440	24,352,128
	1.0		209,224,568	
共通仮設費 率	1.0	式	5,573,178	
	1.0		7,361,765	
共通仮設費 積上	1.0	式	2,723,000	
	1.0		2,723,000	
純工事費	1.0	式	193,168,618	26,140,715
	1.0		219,309,333	
現場管理費 率	1.0	式	16,960,204	
	1.0		27,852,285	
工事原価	1.0	式	210,128,822	37,032,796
	1.0		247,161,618	
一般管理費 率	1.0	式	20,087,178	
	1.0		23,454,382	
一般管理費 契約保証金	1.0	式	84,000	
	1.0		84,000	
工事価格	1.0	式	230,300,000	40,400,000
	1.0		270,700,000	
消費税相当額	1.0	式	18,424,000	
	1.0		21,656,000	
請負工事費	1.0	式	248,724,000	43,632,000
	1.0		292,356,000	

文書ファイルに綴じられていた原本を複写し、公開したはずだが、内容が異なっている。

- ① 「直接工事費」、「共通仮設費 率」、「純工事費」、「現場管理費 率」、「工事原価」、「一般管理費率」の項目の下段の金額が異なる。
- ② 「直接工事費」の「備考」の金額が異なる。
- ③ 「純工事費」、「工事原価」、「工事価格」の「備考」の金額の有無。

平成 30 年 9 月 11 日開催山口東京理科大学調査特別委員会提出資料

現在、文書ファイルに綴じられている文書

2018.09.11 山口東京理科大学調査特別委員会 資料1

- 2 -

区分		C棟建築主体工事
仕様変更	気密性の確保のため仕様の変更を行うもの (建具、観測窓、天井点検口の変更)	6,468,300
	施工業者との協議により仕様の変更を行うもの (パラペット上部スチール製笠木の設置取り止め)	▲ 1,121,600
	その他 (設備基礎数量の追加)	167,130
直接工事費計		5,513,830
その他諸経費	共通仮設費	252,005
	現場管理費	1,069,873
	一般管理費	664,292
工事価格 (A)		7,500,000
対象内価額 A × 落札率 (与 0.9761) ※端数処理あり		7,315,000
消費税相当額		585,200
請負工事費 (追加契約額)		7,900,200

(工事内訳)

名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1.0	式	209,224,568	5,527,104
	1.0	式	214,751,672	
共通仮設費 率	1.0	式	7,361,765	
	1.0	式	7,614,240	
共通仮設費 積上	1.0	式	2,723,000	252,475
	1.0	式	2,723,000	
純工事費	1.0	式	219,309,333	5,779,579
	1.0	式	225,088,912	
現場管理費 率	1.0	式	27,852,285	
	1.0	式	28,923,924	
工事原価	1.0	式	247,161,618	1,071,639
	1.0	式	254,012,836	6,851,218
一般管理費 率	1.0	式	23,454,382	
	1.0	式	24,103,164	648,782
一般管理費 契約保証金	1.0	式	84,000	
	1.0	式	84,000	
工事価格	1.0	式	270,700,000	7,500,000
	1.0	式	278,200,000	
消費税相当額	1.0	式	21,656,000	
	1.0	式	22,256,000	
請負工事費	1.0	式	292,356,000	8,100,000
	1.0	式	300,456,000	

特別委員会に提出した資料は「工事変更伺書」の資料を元に作成したはずだが、金額が異なっている。

25

平成 29 年 2 月 7 日起案「～公文書公開請求について」により開示した文書

現在、文書ファイルに綴じられている文書

- 10 -

- 10 -

(細目別内訳)

I 建築主体		2. 地業		(1)杭地業		
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
既製コンクリート杭23	全長15.0m 上杭:SC(SKK490 t=9.0mm) φ500 L=5.0m 下杭:JP-NPH(C種) φ500-400-500 L=10.0m	2.0	組	342,000	684,000	
既製コンクリート杭24	全長16.0m 上杭:SC(SKK490 t=9.0mm) φ500 L=5.0m 下杭:JP-NPH(C種) φ500-400-500 L=11.0m	2.0	組	353,000	706,000	
既製コンクリート杭25	全長17.0m 上杭:SC(SKK490 t=9.0mm) φ500 L=5.0m 下杭:JP-NPH(C種) φ500-400-500 L=12.0m	2.0	組	363,000	726,000	
既製コンクリート杭26	全長14.0m 上杭:SC(SKK490 t=9.0mm) φ500 L=5.0m 下杭:JP-NPH(C種) φ500-400-500 L=9.0m	1.0	組	332,000	332,000	
既製コンクリート杭27	全長15.0m 上杭:SC(SKK490 t=9.0mm) φ500 L=5.0m 下杭:JP-NPH(C種) φ500-400-500 L=10.0m	1.0	組	342,000	342,000	
既製コンクリート杭28	全長16.0m 上杭:SC(SKK490 t=9.0mm) φ500 L=5.0m 下杭:JP-NPH(C種) φ500-400-500 L=11.0m	2.0	組	353,000	706,000	
機械器具組立解体 (杭打機)	杭打機 2台	1.0	式		1,920,000	
機械器具運搬費 (杭打機)	杭打機 2台	1.0	式		2,400,000	
掘削施工費	φ500	179.0	m	4,960	887,840	
掘削施工費	φ600	4,338.0	m	5,200	22,557,600	
機械損料	バックホウ 2台	109.0	日	32,000	3,488,000	
発電機		109.0	日	32,000	3,488,000	
コンプレッサー損料		109.0	日	40,000	4,360,000	
サイロ運賃・仮設費		2.0	基	400,000	800,000	

(細目別内訳)

I 建築主体		2. 地業		(1)杭地業		
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
既製コンクリート杭23	全長15.0m 上杭:SC(SKK490 t=9.0mm) φ500 L=5.0m 下杭:JP-NPH(C種) φ500-400-500 L=10.0m	2.0	組	342,000	684,000	シャシバイル脚 428,000×0.80
既製コンクリート杭24	全長16.0m 上杭:SC(SKK490 t=9.0mm) φ500 L=5.0m 下杭:JP-NPH(C種) φ500-400-500 L=11.0m	2.0	組	353,000	706,000	シャシバイル脚 441,000×0.80
既製コンクリート杭25	全長17.0m 上杭:SC(SKK490 t=9.0mm) φ500 L=5.0m 下杭:JP-NPH(C種) φ500-400-500 L=12.0m	2.0	組	363,000	726,000	シャシバイル脚 453,800×0.80
既製コンクリート杭26	全長14.0m 上杭:SC(SKK490 t=9.0mm) φ500 L=5.0m 下杭:JP-NPH(C種) φ500-400-500 L=9.0m	1.0	組	332,000	332,000	シャシバイル脚 415,500×0.80
既製コンクリート杭27	全長15.0m 上杭:SC(SKK490 t=9.0mm) φ500 L=5.0m 下杭:JP-NPH(C種) φ500-400-500 L=10.0m	1.0	組	342,000	342,000	シャシバイル脚 428,000×0.80
既製コンクリート杭28	全長16.0m 上杭:SC(SKK490 t=9.0mm) φ500 L=5.0m 下杭:JP-NPH(C種) φ500-400-500 L=11.0m	2.0	組	353,000	706,000	シャシバイル脚 441,000×0.80
機械器具組立解体 (杭打機)	杭打機 2台	1.0	式		1,920,000	シャシバイル脚 1,200,000×0.80×2
機械器具運搬費 (杭打機)	杭打機 2台	1.0	式		2,400,000	シャシバイル脚 1,500,000×0.80×2
掘削施工費	φ500	179.0	m	4,960	887,840	シャシバイル脚 6,200×0.80
掘削施工費	φ600	4,338.0	m	5,200	22,557,600	シャシバイル脚 6,500×0.80
機械損料	バックホウ 2台	1.0	式		3,488,000	シャシバイル脚 4,360,000×0.80
発電機		1.0	式		3,488,000	シャシバイル脚 4,360,000×0.80
コンプレッサー損料		1.0	式		4,360,000	シャシバイル脚 5,450,000×0.80
サイロ運賃・仮設費		2.0	基	400,000	800,000	シャシバイル脚 500,000×0.80

数量の計上方法が異なる項目がある。

変更の経緯が不明となっている細目について（B棟建築主体工事）

【資料⑬】

平成 29 年 11 月 27 日起案「中間前払金認定調書」の資料

平成 30 年 2 月 22 日起案「工事内容変更伺書」の資料

- 12 -

- 12 -

(細目別内訳)

I 建築主体		4. 鉄筋		躯体		
細目	概要	数量	単位	単価	金額	備考
異形鉄筋	SD295A D10	50.5	t	54,500	2,752,250	物17・資21
		50.5			2,752,250	100%
異形鉄筋	SD295A D13	215.0	t	52,500	11,287,500	物17・資21
		215.0			11,287,500	100%
異形鉄筋	SD295A D16	30.3	t	50,500	1,530,150	物17・資21
		30.3			1,530,150	100%
異形鉄筋	SD345 D22	0.5	t	53,000	26,500	物17・資21
		0.5			26,500	100%
異形鉄筋	SD345 D25	27.5	t	53,000	1,457,500	物17・資21
		27.5			1,457,500	100%
異形鉄筋	SD490 D38	158.0	t	75,000	11,850,000	物17・資-
		158.0			11,850,000	100%
スクラップ控除		-13.0	t	9,250	-120,250	物776・資70
		-13.0			-120,250	100%
鉄筋加工組立費	RCラーメン構造	462.0	t	43,900	20,281,800	施市13・コ市7
		462.0			20,281,800	100%
鉄筋加工組立費	梁貫通補強 D13以下	0.8	t	150,700	120,560	県建P42
		0.8			120,560	100%
鉄筋運搬費	10t車	463.0	t	3,000	1,389,000	県建P42
		463.0			1,389,000	100%
鉄筋ガス圧接	D22-D22	8.0	か所	460	3,680	県建P42
		8.0			3,680	100%
鉄筋ガス圧接	D25-D25	1,440.0	か所	480	691,200	県建P42
		1,440.0			691,200	100%
鉄筋ガス圧接	D38-D38	2,480.0	か所	1,600	3,968,000	見積
		2,480.0			3,968,000	100%
異形鉄筋	SD295A D13 材のみ(スリット部)	0.4	t	52,500	21,000	物17・資21
		0.4			21,000	100%
機械式継手	D13-D13 材のみ(スリット部) EGジョイント	1,232.0	か所	760	936,320	物20・資22
		1,232.0			936,320	100%
梁貫通孔補強筋	認定品 材工共	1.0	式		353,000	別紙明細0039
		1.0			353,000	100%
アンカーフレーム	柱脚鉄筋固定用	1.0	式		4,390,000	見積
		1.0			4,390,000	100%

(細目別内訳)

I 建築主体		4. 鉄筋		躯体		
細目	概要	数量	単位	単価	金額	備考
異形鉄筋	SD295A D10	50.5	t	54,500	2,752,250	物17・資21
		48.8			2,659,600	
異形鉄筋	SD295A D13	215.0	t	52,500	11,287,500	物17・資21
		203.0			10,657,500	
異形鉄筋	SD295A D16	30.3	t	50,500	1,530,150	物17・資21
		28.9			1,459,450	
異形鉄筋	SD345 D19	0.0	t	53,000	0	物17・資21
		23.6			1,250,800	
異形鉄筋	SD345 D22	0.5	t	53,000	26,500	物17・資21
		0.5			26,500	
異形鉄筋	SD345 D25	27.5	t	53,000	1,457,500	物17・資21
		59.9			3,174,700	
異形鉄筋	SD490 D38	158.0	t	75,000	11,850,000	物17・資-
		161.0			12,075,000	
スクラップ控除		-13.0	t	9,250	-120,250	物776・資70
		-14.0			-129,500	
鉄筋加工組立費	RCラーメン構造	462.0	t	43,900	20,281,800	施市13・コ市7
		504.0			22,125,600	
鉄筋加工組立費	梁貫通補強 D13以下	0.8	t	150,700	120,560	県建P42
		0.8			120,560	
鉄筋運搬費	10t車	463.0	t	3,000	1,389,000	県建P42
		505.0			1,515,000	
鉄筋ガス圧接	D22-D22	8.0	か所	460	3,680	県建P42
		8.0			3,680	
鉄筋ガス圧接	D25-D25	1,440.0	か所	480	691,200	県建P42
		1,440.0			691,200	
鉄筋ガス圧接	D38-D38	2,480.0	か所	1,600	3,968,000	見積
		0.0			0	見積
機械式継手	D38-D38	0.0	か所	4,090	0	見積
		2,480.0			10,143,200	
異形鉄筋	SD295A D13 材のみ(スリット部)	0.4	t	52,500	21,000	物17・資21
		0.4			21,000	
機械式継手	D13-D13 材のみ(スリット部) EGジョイント	1,232.0	か所	760	936,320	物20・資22
		1,232.0			936,320	
梁貫通孔補強筋	認定品 材工共	1.0	式		353,000	別紙明細0039
		1.0			4,614,900	
アンカーフレーム	柱脚鉄筋固定用	1.0	式		4,390,000	見積
		1.0			4,390,000	

例えば、「4. 鉄筋」の各細目は「中間前払金認定調書」の資料において出来高 100%となっているが、「工事内容変更伺書」の資料において新たな細目が追加されたり、数量・金額が変更されたりしている。

特に、「鉄筋ガス圧接 D38-D38」が皆減され、「機械式継手 D38-D38」が追加されていたり、「梁貫通孔補強筋」の金額が増加したりしているが、変更伺書添付の変更理由書には記載されていないことから、変更の経緯が不明となっている。

文書間（設計書間）の金額の不整合について（危険物倉庫棟建設工事）

【資料⑭】

名称	数量	単位	平成30年4月16日起案	平成30年5月17日起案	平成30年5月28日起案	平成30年10月15日起案	平成30年11月22日起案	
			工事起工何書 金額	閲覧用設計書 金額	公文書公開請求 金額	中間前払金認定調査 金額	工事変更何書 金額（変更前） 金額（変更後）	
直接工事費	1.0	式	73,953,288	73,951,300	73,951,300	74,101,800	73,953,128	67,358,134
共通仮設費 率	1.0	式	2,335,413	2,335,594	2,335,594	2,288,909	2,335,946	2,391,264
共通仮設費 積上	1.0	式	471,400			471,400	471,400	471,400
純工事費	1.0	式	76,760,101			76,862,109	76,760,474	70,220,798
現場管理費 率	1.0	式	8,059,793			7,955,639	8,059,832	8,262,414
工事原価	1.0	式	84,819,894			84,817,748	84,820,306	78,483,212
一般管理費 率	1.0	式	11,307,106			11,309,252	11,306,694	10,553,788
一般管理費 契約保証費	1.0	式	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
工事価格	1.0	式	96,160,000	96,160,000	96,160,000	96,160,000	96,160,000	89,070,000
消費税等相当額	1.0	式	7,692,800	7,692,800	7,692,800	7,692,800	7,692,800	7,125,600
請負工事費	1.0	式	103,852,800	103,852,800	103,852,800	103,852,800	103,852,800	96,195,600

工事変更何書の「変更前」までの各設計書におけるすべての数値は同じでなければならないが、現在、文書ファイルに綴じられているものはそのようにはなっていない。

平成 28 年 11 月 30 日起案「工事起工伺書」の資料

平成 29 年 2 月 17 日起案「～公文書公開請求について」により開示した文書

- 39 -

- 39 -

(細目別内訳)

I 建築主体		13. 金属		(2)内部		
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
床見切	ステンレス製 W6	23.7	m	1,350	31,995	県建P100
トラップ(足掛)	ステンレス製 標準図 8-31-1	10.0	か所	5,270	52,700	県建P64
大講義室 階段席 蹴上ステンレス製見切	H=100 ステンレスPL t2 ハイブレーション	163.0	m	13,400	2,184,200	見積 16,800 × 0.80
教壇側面塞ぎ	H=150 ステンレスPL t2 ハイブレーション	47.0	m	20,200	949,400	見積 25,200 × 0.80
ステンレス幅木	高さ100	207.0	m	11,200	2,318,400	見積 14,000 × 0.80
軽量鉄骨壁下地	65形 下地張りなし @300	3,852.0	m ²	1,500	5,778,000	県建P65
軽量鉄骨壁下地	65形 下地張りあり @450	86.2	m ²	1,320	113,784	県建P65
軽量鉄骨壁下地	90形 下地張りなし @300	698.0	m ²	1,790	1,249,420	県建P65
軽量鉄骨壁下地	100形 下地張りなし @300	193.0	m ²	1,910	368,630	県建P65
軽量鉄骨壁 開口部補強		1.0	式		3,725,000	別紙明細0034
軽量鉄骨天井下地	19形(屋内)ふところ1.5m未満 下地張りなし @300 インサート別途	904.0	m ²	910	822,640	県建P66
軽量鉄骨天井下地	19形(屋内)ふところ1.5m未満 下地張りあり @360 インサート別途	4,364.0	m ²	890	3,883,960	県建P66
軽量鉄骨天井下地	19形(屋内)1.5m以上3.0m未満 下地張りあり @360 インサート別途	7.2	m ²	1,410	10,152	県建P66
軽量鉄骨天井下地 (特定天井)	19形(屋内)1.5m以上3.0m未満 下地張りなし @300 インサート別途 (大建工業ダイナミック天井同等)	260.0	m ²	9,520	2,475,200	見積 11,900 × 0.80
軽量鉄骨天井 開口部補強		1.0	式		2,201,900	別紙明細0035
軽量鉄骨 下がり壁下地	19形(屋内) H300未満	135.0	m	1,360	183,600	県建P66
軽量鉄骨 下がり壁下地	19形(屋内) H300～500程度	181.0	m	1,360	246,160	県建P66
軽量鉄骨 下がり壁下地	19形(屋内) H500～1000程度	102.0	m	1,020	104,040	一位代価025
軽量鉄骨 下がり壁下地	19形(屋内) H1000～1500程度	24.3	m	1,700	41,310	一位代価026
軽量鉄骨 下がり壁下地	19形(屋内) H1500～2000程度	51.0	m	2,380	121,380	一位代価027
天井インサート	フラットデッキ用	190.0	m ²	170	32,300	県建P57
天井インサート	鉄骨用	240.0	m ²	170	40,800	一位代価024
天井 専用吊インサート金物	スハンクリート用	4,389.0	m ²	400	1,755,600	見積 500 × 0.80
天井廻縁	塩化ビニル製 底目地	4,035.0	m	690	2,784,150	県建P65
下り壁見切縁	塩化ビニル製	493.0	m	940	463,420	県建P65

(細目別内訳)

I 建築主体		13. 金属		(2)内部		
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
床見切	ステンレス製 W6	23.7	m			
トラップ(足掛)	ステンレス製 標準図 8-31-1	10.0	か所			
大講義室 階段席 蹴上ステンレス製見切	H=100 ステンレスPL t2 ハイブレーション	163.0	m	13,400	2,184,200	
教壇側面塞ぎ	H=150 ステンレスPL t2 ハイブレーション	47.0	m	20,200	949,400	
ステンレス幅木	高さ100	207.0	m	11,200	2,318,400	
軽量鉄骨壁下地	65形 下地張りなし @300	3,852.0	m ²	1,500	5,778,000	
軽量鉄骨壁下地	65形 下地張りあり @450	86.2	m ²	1,320	113,784	
軽量鉄骨壁下地	90形 下地張りなし @300	698.0	m ²	1,790	1,249,420	
軽量鉄骨壁下地	100形 下地張りなし @300	193.0	m ²	1,910	368,630	
軽量鉄骨壁 開口部補強		1.0	式		3,725,000	
軽量鉄骨天井下地	19形(屋内)ふところ1.5m未満 下地張りなし @300 インサート別途	904.0	m ²	910	822,640	
軽量鉄骨天井下地	19形(屋内)ふところ1.5m未満 下地張りあり @360 インサート別途	4,364.0	m ²	890	3,883,960	
軽量鉄骨天井下地	19形(屋内)1.5m以上3.0m未満 下地張りあり @360 インサート別途	7.2	m ²	1,410	10,152	
軽量鉄骨天井下地 (特定天井)	19形(屋内)1.5m以上3.0m未満 下地張りなし @300 インサート別途 (大建工業ダイナミック天井同等)	260.0	m ²	9,520	2,475,200	
軽量鉄骨天井 開口部補強		1.0	式		2,201,900	
軽量鉄骨 下がり壁下地	19形(屋内) H300未満	135.0	m	1,360	183,600	
軽量鉄骨 下がり壁下地	19形(屋内) H300～500程度	181.0	m	1,360	246,160	
軽量鉄骨 下がり壁下地	19形(屋内) H500～1000程度	102.0	m	1,020	104,040	
軽量鉄骨 下がり壁下地	19形(屋内) H1000～1500程度	24.3	m	1,700	41,310	
軽量鉄骨 下がり壁下地	19形(屋内) H1500～2000程度	51.0	m	2,380	121,380	
天井インサート	フラットデッキ用	190.0	m ²	170	32,300	
天井インサート	鉄骨用	240.0	m ²	170	40,800	
天井 専用吊インサート金物	スハンクリート用	4,389.0	m ²	400	1,755,600	
天井廻縁	塩化ビニル製 底目地	4,035.0	m	690	2,784,150	
下り壁見切縁	塩化ビニル製	493.0	m	940	463,420	

原本を複製せず、データから印刷した文書を開示している。印刷する際に備考欄の記載を全て削除している。

山口県単価は一定期間非公開とされていることから理由を付して黒塗りとしているが、備考欄について、これではそもそも何の記載もないことになってしまう。

非公開事由に該当するのであれば黒塗り、該当しないのであればそのまま公開すべきだった。

閉会中の調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
総務文教常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書に関すること。 ・議会及び行政一般に関すること。 ・文書及び法制に関すること。 ・情報公開及び個人情報保護に関すること。 ・統計調査に関すること。 ・防災及び危機管理に関すること。 ・組織及び職員定数に関すること。 ・職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 ・税の賦課徴収に関すること。 ・債権の調査及び徴収に関すること。 ・消防に関すること。 ・総合計画及び新市建設計画に関すること。 ・重要政策の立案及び調整に関すること。 ・事務管理に関すること。 ・広域行政に関すること。 ・行政改革の推進に関すること。 ・合併に係る調整事項に関すること。 ・総合教育会議に関すること。 ・予算その他財務に関すること。 ・市有財産に関すること。 ・情報処理及び情報化に関すること。 ・シティセールスに関すること。 ・観光に関すること。 ・広報に関すること。 ・入札及び検査に関すること。 ・教育に関すること。 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。 ・選挙事務に関すること。 ・市役所庁舎改修事業に関すること。 ・学校給食に関すること。 ・新型コロナウイルス感染症に関すること（総務文教常任委員会所管部分に限る。）。 ・地域交流センターに関すること（総務文教常任委員会所管部分に限る。）。 ・山口東京理科大学に関すること（総務文教常任委員会所管部分に限る。）。 	令和4年3月定例会前日まで継続して閉会中調査する。